

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 陳情の審査

- (1) 陳情第2号 「川崎市における動物愛護管理・推進の計画」、「行動・実行マップ」の策定に関する陳情

資料 1 川崎市における猫に関する動物愛護管理施策について

参考資料 神奈川県動物愛護管理推進計画

令和5年6月26日

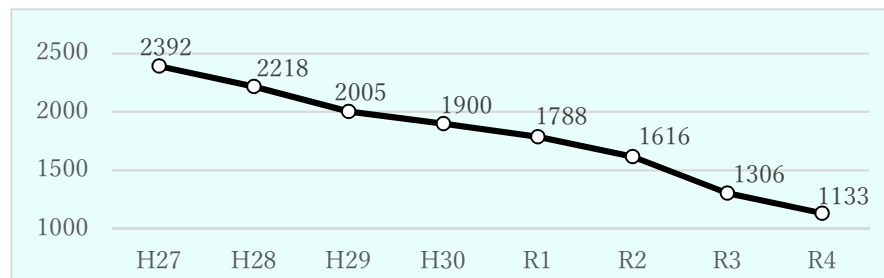
健康福祉局

川崎市における猫に関する動物愛護管理施策について

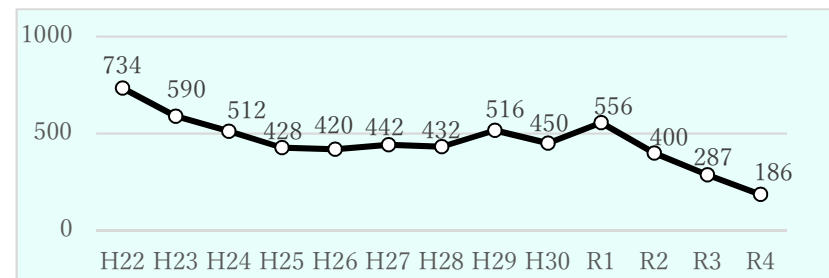
1 猫をめぐる現状

猫に関するトラブルをなくすためには、猫を適正に飼養・管理し、飼い主のいない猫の対策を講じながら、人と猫が共生する環境をつくることが大変重要であると認識し、本市では、様々な施策を講じております。

本市における飼い主のいない猫の対策の効果指標につきましては、市内で回収される交通事故等による猫の路上死体数や收容された子猫及び負傷猫の数等の経年推移を参考としており、減少傾向がみられるため、対策の効果が表れつつあります。



(図1) 川崎市で回収された猫の路上死体数

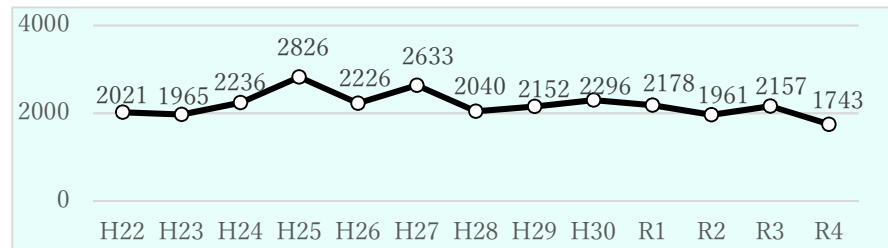


(図2) 川崎市に收容された猫の数 ※

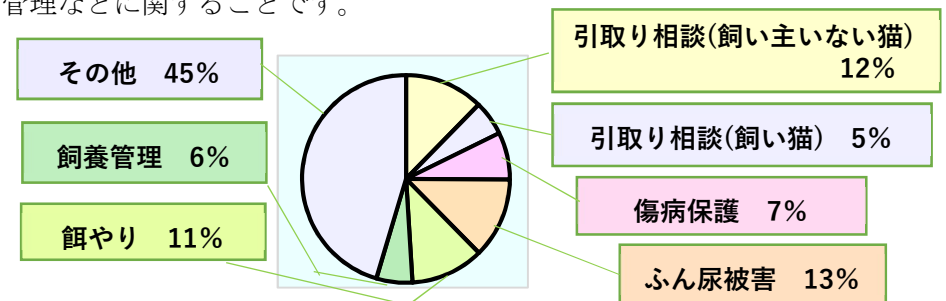
※ 動物愛護センターに收容された猫のうち所有者からの引取りを除いた数

本市における猫に関する苦情相談は、各区役所衛生課及び動物愛護センターをあわせて、例年約 2,000 件寄せられております。

苦情相談内容は、引取り相談、傷病保護依頼、ふん尿被害、餌やり、飼養管理などに関することです。



(図3) 各区役所・動物愛護センターにおける猫の苦情・相談件数



(図4) 令和4年度 苦情・相談内訳

飼い猫についても、不適切な飼養により、多頭飼育問題の発生や遺棄等の重大な結果を招く一因となっているものと思料されるため、飼い主のいない猫だけではなく飼い猫の適正飼養を進めることも、大変重要であると考えています。

2 川崎市の取組

(1) 猫の適正飼養の普及啓発

猫の適正飼養について、以下の取組を行っています。

① 飼い猫の屋内飼養

『川崎市動物の愛護及び管理に関する条例』（以下「条例」という。）第5条第3項により、飼い猫の屋内飼養を飼い主の努力義務として規定し、指導を行っています。

② 「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」の周知

猫に関する近隣間のトラブルの減少を目的として「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成しています。ガイドラインに基づく猫の適正飼養に関する内容や地域猫活動について、年に1回、市内全域の町会・自治会等へ回覧することや、各種イベントで周知しています。

地域猫活動とは…

地域の飼い主のいない猫によるフンや鳴き声などの問題を解決するため、猫を排除するのではなく地域の方々の理解のもと、猫の不妊去勢手術やルールに沿ったエサの管理など、適正に猫を管理していく活動のことです。

今以上に猫を増やさず、猫による被害を減らすことで、地域の生活環境をより良くし、人と猫の共生する地域社会を実現して、暮らしやすい地域づくりにつなげることを目的とします。



③ 適正飼養や相談先の周知

飼い主だけでなく、飼い主の周囲の方や地域の方を対象として、動物と暮らすうえでのトラブルを未然に防止するために知っていただきたいポイントの他、多頭飼育崩壊や世話が行き届かないことによる生活環境の悪化等の事象を早期に探知できるように、問題が生じたときの相談先（区役所衛生課や動物愛護センター等）を掲載した適正飼養冊子やリーフレット「ペットとくらす さしすせそ」を配布し、適正飼養の普及啓発や、相談先の周知に努めています。

また、飼い主へ終生飼養を徹底させるため、リーフレットや各種イベント等の機会を通じて普及啓発を進めるとともに、動物の継続飼養が困難な方から、引取り依頼があった場合には終生飼養や自ら譲渡先を探す等、状況に応じて、飼い主への適正飼養の助言・指導を行っています。

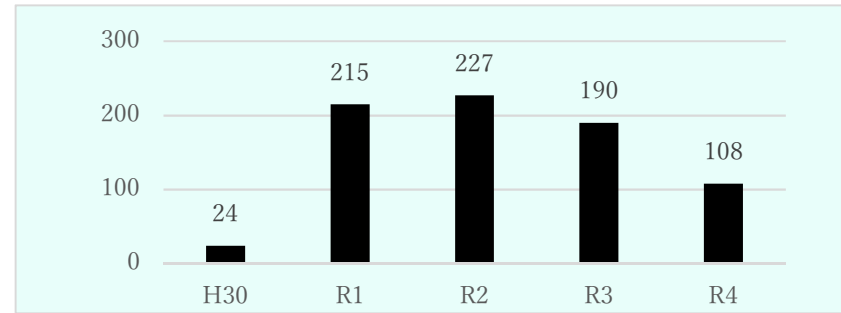


(2) 繁殖制限の取組

多頭飼育崩壊・遺棄等の原因の一つとなる飼い猫の想定外の繁殖を防止し適正飼養を推進することや、飼い主のいない猫のみだりな繁殖を抑止し生活環境の保全上の支障を防止することを目的として、以下の取組を行っています。

① 動物愛護センターにて実施する繁殖制限

動物愛護センターから譲渡する猫に対して、原則として譲渡前に不妊去勢手術を行っています。



(図5) 動物愛護センター譲渡猫の不妊去勢手術数

② 不妊去勢手術費用の補助制度

猫の不妊去勢手術費用の補助（メス1頭につき4,000円、オス1頭につき3,000円 1世帯8頭まで）を実施し、適正飼養を推進しています。

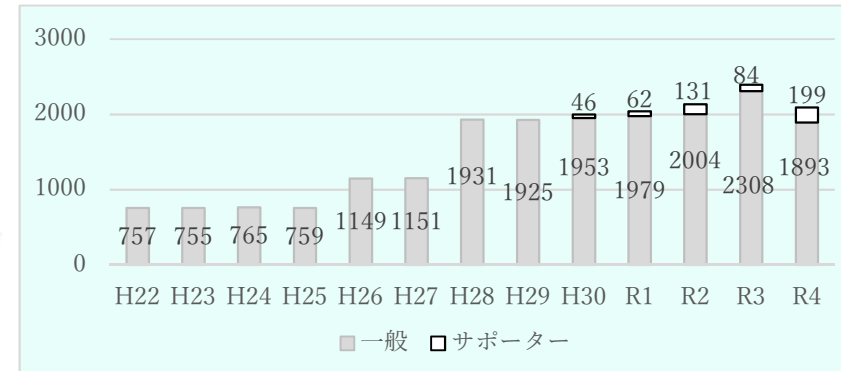
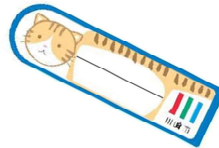
令和5年度 川崎市猫の不妊及び去勢手術補助申請についての御案内

補助の対象となる方

- 川崎市民の方
- 猫の飼い主の方 もしくは 所有者の判明しない猫を世話している方
※市内において飼養管理や世話されている猫に対して御利用いただく制度です。
- 令和5年4月1日(土)から令和6年2月29日(木)までの期間内に協力動物病院の指定獣医師のもとで不妊去勢手術を実施し、その証明を受けた方
※令和6年3月中に手術したものは、令和6年度4月から受付いたします

補助内容

- 申請期間
令和5年4月3日(月)から令和6年3月29日(金)まで
(1頭の猫に対して申請できるのは1回までです。)
- 補助額 オス 1頭 3,000円 メス 1頭 4,000円
- 補助頭数 1世帯あたり8頭まで
※ 令和4年度までは、第1期(前期)・第2期(後期)に分けて受付をしていましたが、令和5年度からは、期間を区切らず、申請期間内に1世帯あたり上限8頭まで申請が可能となりました。(一度に8頭の申請も可能です。)



(図6) 不妊去勢手術補助金交付件数

(3) 飼い主のいない猫への対策

飼い主のいない猫に関するトラブルの減少を目的として、以下の項目の取組を行っています。

① 地域猫活動の支援事業の推進

地域住民の理解と協力のもと、飼い主のいない猫を適正に管理し、生活環境被害の減少を図り、猫をめぐる人間同士のトラブルのない地域づくりを目指すため、地域住民・サポーター・行政の3者が協働連携して行います。

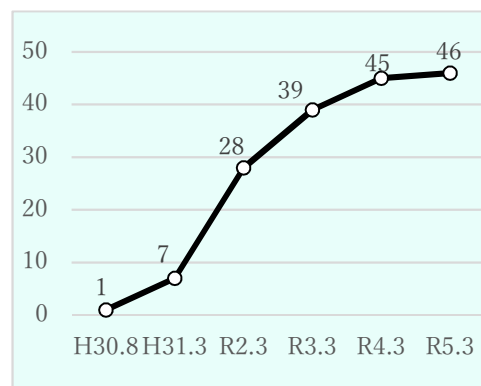
地域猫活動の支援事業「地域猫活動サポーター制度」を推進し、飼い主のいない猫を対象とした捕獲器の貸し出しや不妊去勢手術費用を一部補助しています。また、登録したサポーターの管理する猫について、希望により動物愛護センターで無料の不妊去勢手術を実施しています。サポーター登録数は、46グループ 137名（令和5年3月末）です。



《地域猫活動サポーター制度》
一定の要件を満たし、ガイドラインに従って地域猫活動を実施する方をサポーターとして登録する制度

地域猫活動サポーターの方への支援

- ・サポーター証の発行
- ・不妊去勢手術費用の補助
(メス 8,000円 オス 6,000円)
- ※手術費用が補助額を下回った場合はその実費額を補助
- ・市動物愛護センターでの不妊去勢手術 (無料)
- ・捕獲用ケージの貸し出し
- ・年1回 サポーター連絡会議の実施
(新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で令和2年度、令和3年度開催なし)



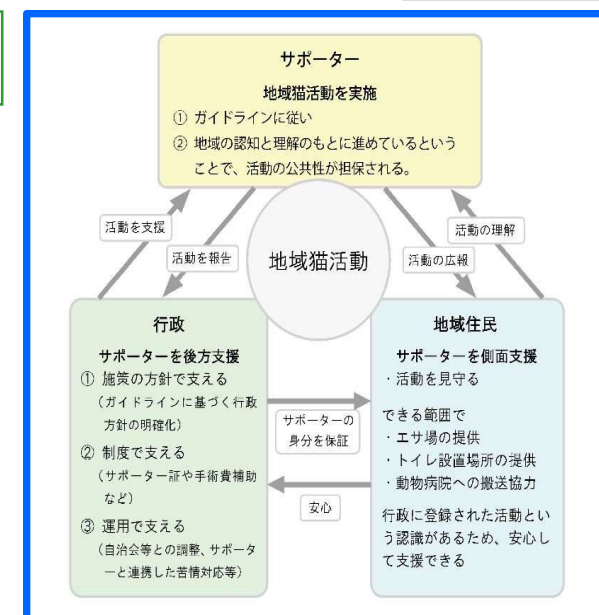
(図7) サポーター登録数推移

② 相談事例の対応

飼い主のいない猫等に対する各区の相談事例等に対しては、餌をやっている方への指導を中心に、実情に応じてガイドラインに基づく適正飼養の助言等を実施しています。

③ ネコ被害軽減器の貸し出し

猫の被害に困っている方に対して、変動超音波式ネコ被害軽減器の貸し出しを行っています。



(図8) 3者協働・連携

(4) 動物の譲渡の推進

動物愛護センターでは、個人の譲渡希望者に対しては個別に譲渡相談を行い、審査の上、譲渡を行っています。

また、収容動物の譲渡事業に協力するために登録している譲渡登録団体の協力を得て、譲渡を進めています。

動物の適正飼養を推進するため、動物愛護センターでは、以下の取組を行っています。

① 譲渡者の選定

譲渡希望者が譲渡動物の適正な取り扱いや動物の寿命等を勘案し終生飼養ができること等を、譲渡条件としています。

② 譲渡に関する広報

動物愛護センターの譲渡対象動物情報をホームページや公式 SNS を利用し、周知しています。

③ 譲渡後調査の実施

動物愛護センターで譲渡を行った動物の飼い主に対して、譲渡後に、動物の健康状態や飼養状況等を確認するとともに、適正飼養管理等の相談に対応しています。また、必要に応じて訪問調査を行っています。

④ 譲渡推進のためのボランティアとの協働

動物愛護センター収容動物について、各ボランティアとの協働により譲渡を推進しています。

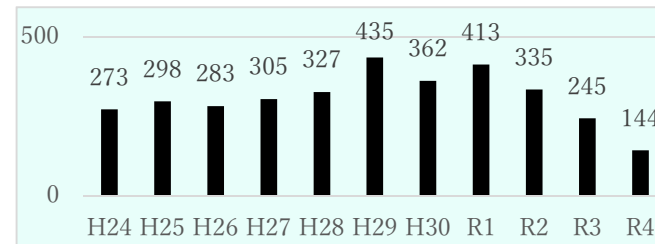
- 「センター収容動物の譲渡登録団体」(個人活動者を含む) ……登録団体数 35 団体
動物愛護センター収容動物の譲渡事業に協力するために登録している、川崎市近隣を拠点とする非営利の活動を行う団体
- 「子猫飼養管理支援ボランティア」 ……登録者数 10 名
動物愛護センターに収容された離乳前～概ね3ヵ月齢の子猫について、死亡率の減少及び譲渡の推進並びに飼養施設内における感染症のまん延防止を図るために、一時的に自宅で子猫を預かり、世話をするボランティア

⑤ 「センター収容動物の譲渡登録団体」の譲渡会

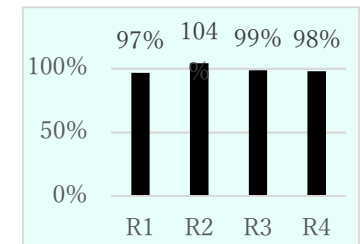
「センター収容動物の譲渡登録団体」の譲渡会開催を支援するため、動物愛護センターの一室を譲渡会場として提供しています。

⑥ 「動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業」の実施

動物愛護センターのホームページを活用し、やむを得ず動物の飼養が困難になる飼い主と新たに動物を飼いたい方との間を取り持つコーディネート推進事業を行っています。



(図9) 動物愛護センター譲渡猫数



(図10) 譲渡率*

*譲渡数/収容数-死亡数等

(5) 遺棄・虐待防止の取組

愛護動物の遺棄・虐待の防止や、発生時の対応として、次の取組を行っています。

① 安易な飼養の防止

動物を安易に飼い始めないこと、飼養開始前に動物の習性等を理解しておくことについて、パンフレット、ホームページ等により普及啓発を進めるとともに、動物愛護センターで実施する譲渡前講習で動物の適正飼養に必要な知識の普及を図っています。

② 動物愛護教育の実施

小・中学生等を対象とした「いのちMIRAI教室」や「サマースクール」などを通して、動物を飼うことの責任や命の大切さを学ぶための愛護教育を実施しています。

③ 遺棄・虐待の発生時体制の確保

警察、動物愛護団体、獣医師、福祉部局等との連携を密にすることにより、遺棄・虐待事例発生時には迅速に対応できる体制を確保して対応しています。



(6) かわさき犬・猫愛護ボランティア

条例第18条で、本市が推進する適正飼養及び動物愛護の普及啓発等に協力いただくボランティア（かわさき犬・猫愛護ボランティア）を平成11年度から2年に1回市民から公募しています。現在の第12期は163名の市民の方に登録をいただいています。

【活動内容】

以下の活動を自主的に行っていただいています。

- 1 犬、猫等の適正飼養及び動物愛護思想の普及啓発
- 2 犬、猫等の譲り渡し制度への協力
- 3 動物愛護センターの業務支援・運営協力
- 4 災害時において川崎市が実施する犬、猫等の動物の避難、保護等に係る協力
- 5 その他川崎市における人と動物が共生する社会の実現に寄与する活動

年2回ボランティア会議（新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でR2中止、R3・R4年度書面開催）を開催しています。

また、かわさき犬・猫愛護ボランティアの中から、動物愛護センターの業務支援や運営協力ボランティアを募り、37名（令和5年3月末）の方に登録をいただいています。

- | | | |
|------------------|------------------|--------------------|
| ・成犬飼養管理支援……………4名 | ・成猫飼養管理支援……………7名 | ・いのち・MIRAI教室等支援…9名 |
| ・譲渡会運営支援……………11名 | ・啓発物作成……………5名 | ・植栽等清掃支援……………1名 |

3 神奈川県動物愛護管理推進計画

動物行政は本質的に広域行政であるため『動物の愛護及び管理に関する法律』第6条に規定されている動物愛護管理推進計画（以下、「県計画」という。）は知事権限で策定するものとされています。

神奈川県においては、県が当該県の区域における動物愛護管理施策を推進するために、川崎市を含めた県内関係自治体間での施策の整合を図り、計画の実行性を高める観点から、関係市区町村の意見を踏まえて策定しております。

策定にあたり、有識者や動物愛護団体、県内関係自治体等から構成される神奈川県動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）における検討やパブリックコメントにより、多くの皆様からいただく意見を反映しています。

毎年度、協議会の意見を徴して作成する県実施計画に基づいて事業を実施します。実施結果についても、協議会で検証の上、次年度の計画に反映し、県のホームページ上に公表しています。

- 計画期間は、令和3年度から12年度までの10年間

神奈川県動物愛護管理推進計画における11の取組施策

- 本計画は、定期的に施策の進捗状況や方向性を分析・検証し、必要に応じて計画を見直し、達成に向けて取り組むとされております。
- 本市におきましても、県の計画と整合性を図りながら、各施策に沿った取組を着実に推進しております。

県の推進計画		川崎市の取組状況	資料番号
施策1	動物愛護管理に関する普及啓発	① 動物愛護普及行事：動物愛護フェアかわさきの実施 ② 適正飼養講習会等の開催：譲渡前・譲渡時講習会、市民公開講座、いのち・MIRAI教室、サマースクール、いのちの授業、施設見学の実施 ③ 広報媒体による普及啓発：市政だより、かわさきFM、川崎市の公式SNS、イベント等による適正飼養や災害対策、終生飼養等の普及啓発の実施	2(1) 2(5)
施策2	動物の引取り数減少への取組	① 飼い主への普及啓発：動物取扱業者と連携した飼い主への適正飼養啓発 ② 新たな飼い主への啓発：動物愛護センターにおける譲渡希望者への譲渡前・譲渡時講習会及び譲渡後調査の実施 ③ 繁殖制限措置の推進：猫の不妊去勢手術費用の一部補助、センター譲渡動物への譲渡前の不妊去勢手術実施	2(2) 2(4)
施策3	動物の返還・譲渡の推進	① 動物の返還の推進：所有明示措置徹底に関する指導の実施、動物愛護センター保護収容動物のホームページへの情報公開 ② 動物の譲渡の推進：SNSを利用した譲渡動物情報等の発信、動物愛護センターホームページ上での「動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業」の実施、譲渡登録団体による譲渡会の開催	2(4)
施策4	所有明示の推進	犬猫のマイクロチップ装着義務や狂犬病予防法特例制度の普及啓発、動物愛護センターから譲渡する犬猫へのマイクロチップ装着、オリジナルの猫用迷子札の無料配布	
施策5	動物による危害や迷惑の防止	① 飼い主のいない猫への対策：「地域猫活動サポーター登録制度」の周知による地域猫活動の普及推進、変動超音波式ネコ被害軽減器の貸出し ② 飼い主への普及啓発：犬の糞尿被害防止プレート配布、「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」による適正飼養の推進、適正飼養講習会の実施 各種啓発リーフレットの配布 ③ 犬による危害等防止：放浪犬の捕獲、抑留によるこう傷事故等の未然防止 ④ 特定動物による危害等防止：飼養施設の監視指導による危害の発生防止 ⑤ 不適正な多頭飼育対策：ケアマネージャー・ホームヘルパー等に対する多頭飼育問題等に関する研修の実施による社会福祉部局との連携	2(1) 2(3)
施策6	遺棄・虐待防止の取組	① 普及啓発：安易な飼育の防止に関する啓発 ② 遺棄・虐待発生時の対応：警察・市町村・自治会・動物愛護団体等との連携及び連絡体制の構築	2(5)
施策7	動物取扱業の適正化	① 動物取扱業者への監視指導等：法に基づく動物取扱業者への啓発指導の実施 ② 動物取扱業者の知識・技術の向上：動物取扱責任者研修の実施	
施策8	実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	※県の施策（県の所管業務）① 実験動物の適正な取扱いの推進② 産業動物の適正な取扱いの推進	
施策9	人と動物の共通感染症への取組	① 普及啓発：動物の飼い主や動物取扱業者に対する人と動物の共通感染症に関する正しい知識や対策についての普及啓発 ② 調査・情報収集等の実施：動物愛護センターの動物や収容動物等に対する病原体検査の実施 ③ 発生に備えた対応等：川崎市高病原性鳥インフルエンザ対応指針に基づく高病原性鳥インフルエンザ対応訓練の実施	
施策10	災害対策	① 災害時における体制の整備：協定を締結している公益社団法人川崎市獣医師会との発災時想定訓練の実施 ② 平常時の準備：ケージ等の備蓄、各区防災訓練・講習会等におけるペットの災害対策に関する展示、各種リーフレット等配布による普及啓発	
施策11	人材育成	① 動物愛護推進員の委嘱及び研修等の実施：推進員に代わるかわさき犬・猫愛護ボランティアに対する研修や情報提供及び情報交換の実施 ② 関係機関等との連携：譲渡登録団体の活動内容等の把握と連携	2(6)

4 本市の考え方

県計画については、今後も法の規定に則り、県内関係自治体間で相互に取組状況を参考にしつつ、連携を図りながら、多くの皆様の意見も反映し、協議会の一員として策定していきます

本市の動物愛護管理施策への取組状況等については、県計画との整合性を図りながら、本市ホームページ等を活用するなどして、幅広い世代の市民に動物愛護への理解をいただけるよう、効率的・効果的に情報を発信していきます。